

# 令和 7 年度事業計画

社会福祉法人

上野村社会福祉協議会

# 事業計画

## I 基本方針

令和7年（2025年）は戦後80年の節目に当たります。加えて、本年は人口ボリュームの大きい「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる年でもあります。日本の人口の5人に1人が後期高齢者となることで、高齢分野に留まらず様々な分野に大きな影響を及ぼすことは、長年懸念されてきたところ です。今年は、日本の将来を考える上でも非常に重要な年になると思います。

近年の上野村においては、総人口の減少が続く中で高齢独居・夫婦世帯の割合が高止まりしており、家族介護力や地域の共助力に弱まりが見られます。また全国的な流れとして、仕事をしながら家族の介護を行ういわゆる「ビジネス ケアラー」が増加の一途を辿っており、介護離職者数は年間10万人を超える 状況となっています。この労働者に係る介護の問題の影響は、村内外の家族介護を一定程度見込んで成り立っている上野村の介護現場に困難をもたらしています。家族の安定は社会全体の安定につながります。この安定が様々な人々の福祉に好影響をもたらすと考えると、社会福祉協議会は「上野村における福祉の最初で最後の砦」として、果たすべき役割がまだ多くあります。

戦後生まれが大半を占め、生まれた時から戦争のない暮らしが当たり前という世代が圧倒的に多くなっています。日本は世界有数の長寿大国となり、多くの国民が長寿を迎えています。つい80年前の国民にこのことは想像できたのでしょうか。長寿は国の平和と繁栄の象徴であり誇るべきことです。長寿社会の到来は社会福祉の充実を示す証左であり、その効果は世代や属性に関わらず、全ての社会福祉を必要としている人へ形を変えて届くでしょう。そうすべく私たち職員一同は、皆で長寿を喜んで祝う上野村の構築にこれからも尽力します。

## Ⅱ 重点目標

### 1. 職員の意識改革

#### (1) 職員の挨拶の徹底

社協職員としてのモラルの徹底に努め、職員間はもとより地域住民や利用者等への挨拶励行を徹底し、よりよいコミュニケーションづくりに努めます。

#### (2) 職員（関係者）会議の推進

利用者本位のサービスの提供やご家族からの要望に応えるため、職員（関係者）会議を実施し、利用者及びご家族に必要なサービスを常に考え、各々の職員から意見を取り入れて質の良いサービスの提供に努めます。

#### (3) 職員の資質の向上

利用者等に質の高いサービスを提供するため、技術研修及び先進地の視察等を行い職員の資質の向上に努めます。

#### (4) 事業の拡大

社会福祉協議会の目的達成のため、現状、老人福祉事業や障がい者支援を行っております。今後は障害者総合支援法に基づく障がい者福祉の充実や児童福祉事業、子育て世代へ支援の実施等にも努めます。

#### (5) 受託事業の拡大

現在実施しているほっとサポートやべんりサポート事業等において、地域住民の要望に応えられるように柔軟な事業の取り組みに努めます。

#### (6) 住民参加による地域福祉事業の実施

住民参加型の地域福祉事業を実施します。そのため、地域住民と共に地域住民にとって必要な事業の実施に努めます。

#### (7) 安全運転の実施

近年、運転者の不注意による交通事故やあおり運転が増加傾向にあります。職員一人ひとりが社協職員であることを意識し、安全運転に努めます。また、令和4年10月より機器を使用したアルコール検査が義務となり、運転する職員には検査を適切に実施します。

また、運転時のスマホ利用の罰則が強化されており、車両規格別による罰金の増額と違反点数6点になり、1回で免許停止となります。そのため、職員への周知を徹底し、安全運転を行う様に指導していきます。

#### (8) その他

村民のために社会福祉協議会で必要と思われる事業を職員全体で常に考え、行政と連携して事業の実施に努めます。

## 2. 社協役員の意識改革

### (1) 理事

理事は「法人の業務を執行し、その法人を代表して権利を行使する機関」とされています。県で行う研修会等に積極的に参加することにより理事としての知識の向上に努めていただくと共に確実な経営を目指します。

### (2) 監事

監事は「法人の財産の状況と理事の業務執行の状況を監査する機関」とされています。県の指導監査要領等に対応できる、徹底した監査が必要となることがあるため、監事としての知識を高めていただくよう努めていただきます。

### (3) 評議員

評議員は「業務執行機関に対する諮問機関あるいはチェック機関」で法人の業務を公正に行うための重要な役割です。理事と同様、県で行う研修会等に積極的に参加していただき評議員としての知識の向上に努めていただきます。

### (4) 理事会・評議員会

理事会・評議員会をより活性化するため、予算関係書類や決算関係書類等をわかりやすいものとし、理事・評議員の皆様よりご提案やご意見をいただける会議としていきます。

## 3. 事業目的

### (1) 居宅介護支援事業

介護保険法令の趣旨に従って利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

### (2) 訪問介護事業（訪問ヘルパー）・居宅介護事業（障害者訪問介護）

介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他生活全般にわたる援助を行います。

### (3) 通所介護事業（デイサービス）

介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活機能の維持又は向上ができるよう、サービスを提供します。

(4) 認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム）

認知症の状態にある要介護者等を、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の援助及び日常生活動作訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう支援します。

(5) 生活福祉センター

65歳以上の単身・夫婦世帯の入居者及び障がいをもつ入居者が安心して健康で明るい生活を送れるように、住居と様々なサービスを提供します。安否確認、生活相談、緊急時の対応、各所への情報共有を基本サービスとし、その他の必要な支援については、配食サービスや、介護保険サービス、ほっとサポートなどで補い、入居者ができるだけ長く自立した生活を送れるよう支援します。

(6) 配食サービス

在宅の一人暮らし高齢者や障がい者等に食関連サービスに係る調査・利用調整及び配食サービスを積極的に行うことにより、食生活の改善及び健康増進を図り、在宅での自立を支援することを目的とします。

(7) 障がい者地域活動支援センター

在宅の身体・知的・精神障がい者等に対して仕事（作業訓練）の場所を提供することにより、就労意欲の向上と社会生活適応能力の回復を図り、もって社会復帰の促進に寄与することを目的とします。

(8) ほっとサポート事業

上野村に居住する65歳以上の一人暮らし、二人暮らし高齢者及び同居する家族のいる高齢者や障がい者の、日常生活の支援及び援助をすることによって、介護度の進行及び要介護状態にならないように予防することさらに突発的な出来事により、介護者が介護できなくなった場合に介護福祉施設及び生活福祉センターを活用したショートステイ等を行い、介護者の負担軽減を図ります。

(9) 上野村べんりサポート事業

上野村においては介護を必要とする方や子供に対するサービスは充実している一方、介護を必要とはしていないが在宅生活を続けたいと願う高齢者や生活に不便を感じる一人親世帯・産前産後の女性の方などを手助けするため職員を派遣し、日々の生活を援助します。

(10) 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち、判断能力が不十分な人が、住み慣れた地域や居宅において自立した生活を送れるよう、利用者が群馬県社会福祉協議会、上野

村社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用、金銭管理、行政等への事務手続き、通帳等の預かりを支援するものです。

これらは、社協職員が務める専門員の指導の下、専門能力のある方や、研修を受けた一般の方が務める生活支援員が実施します。専門員や生活支援員は、利用者の生活全般に渡る相談を受け、上記支援や他の事業に結び付ける役割を担っています。

#### (1 1) 法人後見事業

成年後見制度は判断能力が十分でない方に法的な保護をする後見人を選定することにより、その生活を支えていく制度です。その事務は幅広く、ニーズも各々の生活状況や財産状況によって様々です。後見期間が長期になると、個人である第三者では後見事務を担うには限界があります。また、資産が少なく後見に対する報酬を準備できない場合、後見人を見つけることが困難となります。

法人後見事業を実施することにより、多くの課題や長期の支援が必要なケースについて社会福祉協議会が関与でき、被後見人にとって必要な支援を見つけ、各種福祉サービス等を提供していきます。

#### (1 2) 相談支援事業

相談支援事業は、障がいがある方の相談を専門に受け付ける事業で、生活上の悩みや問題に対応します。具体的には障がいのある本人や家族等からの相談対応や必要な情報の提供、福祉サービスの利用のサポートや権利擁護のために必要な支援を行います。「障がい者の介護支援専門員」のような存在として、評価（アセスメント）や観察（モニタリング）を通して要望（ニーズ）を探り、必要な支援を計画し、実行するようにします。

### 4. 事業への取組

#### (1) 居宅介護支援事業

住み慣れた上野村で生活が続けられるように支援していきます。

日常生活で困っている方の情報の把握や相談を受け、必要なサービスが受けられるように説明や手続きなどの支援に努めます。

サービス利用されている方へは、意向や状況を把握するために訪問や面談をし、内容によって、日常動作や生活環境、サービス内容での不都合になっている点の確認・助言を行い関係事業所への情報提供等を行い、意向に沿った生活が送れるよう支援しに努めます。

家族と離れて独居生活をする方、もともと身寄りが少ない方、医療の処置が必要な方など介護保険以外の制度を必要とする事例が出てきて

います。

今まで上野村で利用できていなかったサービス機関などとも連携しながら幅広い支援をしていけるように努めます。

## (2) 訪問介護事業（高齢者ホームヘルプ）

昨年から、総合事業から要介護へ要介護認定を受けた利用者が増えました。また、一人暮らし世帯の訪問介護利用者も増えました。

令和7年度訪問介護事業所は昨年より変更になった離島等相当サービスとして、現状の把握とともに安全に日々の生活ができるように、柔軟かつ適切なサービスを提供していきます。また、居宅介護支援事業所や包括支援センター、保健師と連絡を取り、利用者の変化を早期に発見し、元気な生活が続けられるように支援していきます。また、障害ホームヘルプサービスとしての提供は、引き続きほっとサポート事業として、利用者の状況や個々の特性を考慮し、安心した生活を継続できるよう努めていきます。

高齢者の方々が安心して上野村で生活が続けられるように努めていきます。

## (3) 通所介護事業（デイサービス）

利用者や家族が安心して在宅生活が送れるようなサービスを行っていきます。

令和7年度も引き続き多様性のあるサービス提供の充実を図ります。

家族のニーズや利用者の状況に応じて、可能な限り対応できるようにします。また、体調の変化などに注視し、異変を感じた時は関係機関と連携を取り、早期発見に努めます。

他部署とも連携・情報交換をし、早い段階でサービスを利用していただき、長く元気に在宅生活が送れるように職員一同対応に努めます。

## (4) 認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム）

認知症の方が家庭的な雰囲気の中で共同生活が送れるように365日24時間体制で介護等の支援を行っていきます。

令和7年度は入居者の生活の質向上のため、ご家族参加のレクリエーションを行い、ご家族と利用者、職員が関わる機会を増やしていきます。

年間通して感染症が流行している現状ですが、マニュアルの整備や研修を通し、柔軟に対応できる体制を整えます。

## (5) 生活福祉センター

入居者の皆様が安心して健康で明るい生活を送れるよう、住居部分を含めた生活の場と様々なサービスを提供します。

入居者全員へ提供する基本的なサービスは、安否確認、生活相談、健康相談、緊急時の対応などを実施します。

入居者の皆様との信頼関係を第一とし、入居者の安心につながるような関係づくりを目指します。

令和7年度は、入居者の高齢化による、心身機能の低下が見られることから、異常に早く気づき、ご家族と情報共有を進め、共に今後の入居者の生活について考えられる様、連携を図ります。また、入居者の生活の質を維持向上出来るよう努めます。

#### (6) 配食サービス

高齢者だけで暮らしている家庭や日中高齢者だけになる家庭や障がい者等に対して健康や栄養面の援助を行います。また、配達時に声掛けを行い、安否確認も行います。体調不良や緊急の場合は関係各所に連絡を取り、素早い対応ができるように努めます。

令和7年度について、引き続き職員の求人を行い、人数を確保していきたいと考えています。また、最近の物価高騰を受け、今後も続くと思われることから、令和7年1月より、朝食30円、昼食40円、夕食30円の値上げを実施致しており、食事の質の維持向上を継続して行っています。そのために9年ぶりに利用者に嗜好アンケートを行いました。昨年よりメニューのバリエーションが増えたことから、概ね好評を頂くことが出来ており、変わらないサービスを継続していきたいと考えております。

#### (7) 障がい者地域活動支援センター

地域活動支援センターⅢ型の基準を満たしており、安定して運営することができています。作業訓練の内容充実に加え、村内外へのレクリエーション活動にも力を入れており、利用者の満足度は高まっている印象を受けます。利用者数の減少はありましたが、村内でのニーズがゼロにならない限り工夫を凝らして運営していきます。

#### (8) ほっとサポート事業

生活支援体制整備事業の一環として上野村内で一人でも多く従来の在宅生活を続けていただけるように、買い物同行援助や送迎支援などを行っていきます。また、高齢化に伴い、村外への院外処方受取が大変になってきた村民の方々も増えてきているため、新たな支援も展開していきます。

令和7年度は、引き続き孤立や身体機能の低下などの懸念がある方の早期発見や予防のために高齢者訪問等に力を入れます。村民個々の変化などに注視し、包括支援センターや保健福祉課と相談し必要な支

援を行えるように努めます。また、診療所の送迎や買い物支援など、生活の援助を行っていきます。

#### (9) 上野村べんりサポート事業

上野村において介護は必要ではないが在宅生活を続けたいと願う高齢者や生活に不便を感じる一人親世帯や出産前後の女性などがまだまだ多くいます。それらの方々が上野村で安心して末永く生活できるように専門職員を派遣し、日々の生活を援助していきます。

令和7年度は、村民からの需要の高い「粗大ごみの回収」を中心にを行います。また、草木の剪定や庭の歩く場所の草刈りなども需要があり、必要だと判断された場合、転倒や近隣住民とのトラブルに発展する前に介入できるように努めます。

#### (10) 日常生活自立支援事業

令和7年度も関係機関との連携により、支援の必要な利用者を早期に発見すること。利用者の生活向上につながる支援を行うこと。適切な金銭管理を行い、利用者の財産を維持すること等に、取り組んでいきます。

令和6年度に2名の方が契約終了になり、現在3名の方が利用されています。財産管理に留まらず、生活向上につながる支援を専門員、生活支援員一同重点的に行い、安定した生活を過ごされています。

また、本事業は今後、法人後見事業に移行する可能性のある方も含まれておりますので、当会として、長期的に支援出来る体制を整えます。

#### (11) 法人後見事業

令和5年に家庭裁判所より、当会を保佐人とする審判を1件受任し、引き続き、被保佐人が安心して暮らせるよう、入居先と連携し支援を行っております。

令和6年度は再び ACP（重篤な状態に陥った場合の、医療処置についての事前意思確認）を行い、万一の場合に保佐人や入居先が対応に慌てないように準備を整えました。

村民に後見制度の理解促進のため、広報に案内を出し啓発に努めました。法人後見が必要と思われる方がいましたが、制度に結び付けることが出来ませんでした。令和7年度は安心して利用して頂けるよう、さらに啓発に努めます。

#### (12) 相談支援事業

令和6年度は保育所に通園する療育が必要な障がい児2名に対する計画相談、大人の障がい者2名に対する計画相談を実施致しました。

令和7年度は引き続き障がい児に対する計画相談を行う予定です。また、本事業を必要とされている方の早期発見、村民に本事業の理解促進に努めます。

## 5. 広報啓発活動

社協事業に対する理解と認識を高め、村民の福祉活動の参加を促進するため、ひき続き上野村広報「広報うえの」に社会福祉協議会の情報を掲載していきます。

また、災害時の事を想定し、インスタグラムやFacebookを利用して新たな情報発信を行います。

## 6. 各種募金活動への協力

助け合いの精神と福祉への参加を呼び掛け、共同募金運動等の募金活動に積極的に協力し努力します。

## 7. 人材の育成

職員の職務遂行能力や役割の重要度、能力の把握等を適正に行うだけでなく、組織の活性化のため、他の部署でも問題なく業務が行えるように部署の異動などを定期的に行い、職員個々の能力の向上を目指します。

また、職員の資格取得のサポート、外部機関で実施される研修への参加を促進します。職員が積極的に業務に対して提案できるように職員提案制度をしっかりと活用します。

## 8. 地域福祉事業への取り組み

現在行われている友愛訪問や地域サロンのほかに、各地区における共助が必要となっています。しかし、それだけでは手が届かない部分も出て来るため、ほっとサポート事業やべんりサポート事業を通して介護度の進行及び要介護状態にならないように予防し、在宅で自分らしい生活をしていけるように支援していきます。また、他者との交流が少ない高齢者等へは積極的に訪問し上野村内の孤独死を少しでも防げるように努めます。

## 9. 保健・医療・福祉・社協の連携

今後益々の村の福祉発展や向上及び充実のため、今まで以上に保健・医療・福祉、社協及び福祉関係者等の連携が不可欠です。引き続きこの連携を維持しながら、社会福祉協議会が地域住民及び利用者本位の要望に沿った「サービス提供事業者」や「セーフティーネットの担い手」として成り立つような基盤を整備し確立するための助言や協力等を実施していきます。

#### 10. 災害時の対応

上野村内にて発生する可能性のある様々な災害を想定し、職員の行動などを事前に考え想定します。同時に要配慮者等の避難想定も考えていきます。

災害発生時、上野村の災害ボランティアセンターの設置要請をもとに迅速にセンターの設置運営を行います

災害などの発生時には村民の避難誘導や介護の必要な方の受け入れを積極的に行うと共に、被災者や被災地域に必要な援助を行います。また、避難者への食事提供や毛布等の提供を行います。

#### 11. 事業継続計画（BCP）について

自然災害や感染症災害発生時、社会福祉協議会にて継続すべき事業を明確にし、災害ごとに対応策を作成いたします。また、優先順位を低くした事業に関しても早期に再開できるように努めます。

#### 12. その他

社会福祉協議会の取り組みを地域住民に認知していただくため、各地域に出向き「地域福祉活動や各種活動」を行うこととします。